

広島地下街開発㈱及び広島駅南口開発㈱の経営改革プラン策定支援業務 基本仕様書

1 業務名

広島地下街開発㈱及び広島駅南口開発㈱の経営改革プラン策定支援業務

2 業務概要

本市では、「200万人広島都市圏構想」の実現に向けて喫緊に取り組む政策の1つとして、「広島型公共交通システム」の構築を目指している。この取組と連動して、本市の都心の東西の核である紙屋町・八丁堀地区及び広島駅周辺地区の交通結節点における人々の動きを誘導することで、“まちの活性化”を一層促進させたいと考えている。

こうした考えの下、両地区の交通結節点における中核的な商業施設である「紙屋町シャレオ」及び「エールエールA館」を運営する広島地下街開発㈱及び広島駅南口開発㈱（以下「2社」という。）が、公共交通の利便性向上等の動向を捉えながら、第三セクターとして“まちの活性化”におけるリーディングカンパニーの役割を果たし、これまで以上に機動的な事業運営を行っていきけるよう、令和8年度末までに成果を出していくことを目指し、組織再編も含めた経営改革を行うこととしている。

本業務は、その実施に向けた具体的な手法等を盛り込んだ経営改革プランの策定に係る支援を行うものである。

なお、経営改革プランは、令和7年6月の策定・公表を予定している。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年7月31日まで

4 業務内容

(1) 現状把握・分析等

- ① 2社の経営環境、財務状況・人材・資産等の各種経営資源の状況の整理
- ② 2社の経営課題の洗い出し
- ③ 第三セクター等の経営改革に係る先進事例の調査・分析

(2) 経営改革手法の検討

- ① 収支構造・財務体質の改善策の検討
- ② 組織・人員体制の改善策（組織再編を含む。）の検討
- ③ 本市の支援策の検討
- ④ その他経営改革に資する取組の検討

※ 経営改革手法については、2社における個々の経営課題等に対する具体的な改善策に係る取組のほか、法人の在り方に係る抜本的な見直し（例：2社の経営統合など）の可能性に関する検討を含む。その場合は、実現に向けた具体的な実施手順等を含めて提案すること。

(3) 経営改革による効果の検討

(4) 経営改革に係るスケジュール等の作成

- ① 実施タスクの整理
- ② 全体スケジュールの作成

(5) 経営改革プラン案の作成

(1)から(4)までの検討を基に、経営改革プラン案を作成する。

(6) 概算事業費の算出

- ① 2社における必要経費
- ② 本プラン内容の実施に伴う本市の概算事業費

(7) 会議等運営支援

本市、2社、利害関係者等との協議、会議等に係る資料作成支援、説明補助、議事録作成

5 関係書類の提出

受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様書の内容に基づき次の関係書類を作成し、提出するものとする。

(1) 業務実施計画書

- ① 受託者は、業務実施計画書を作成し、契約締結後10日以内に発注者に提出し、承認を受けなければならない。また、業務実施計画書に変更が生じる場合は、事前に発注者の承認を得るものとする。
- ② 業務実施計画書には、次に掲げる事項を記載すること。
 - ・業務実施体制（担当者氏名、役割等）
 - ・実施スケジュール
 - ・その他、業務実施に当たって必要な事項等で発注者が必要と認める事項

(2) 成果物

- ① 経営改革プラン案（全体版）
- ② 経営改革プラン案（概要版）（A3横1～2枚程度）
- ③ 経営改革プラン案作成のために作成・収集したバックデータ

※ 上記のほか、発注者の求めに応じ資料を作成し、提出すること。

※ データの形式については、本市の指示によることとする。

6 その他

(1) 受託者は、採択された提案書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。

(2) 業務を効率的に行う上で必要と思われる部分については、あらかじめ本市の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。ただし、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。

(3) 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た事項、業務内容及び成果等、関係する情報全てについて秘密を厳守し、発注者の了解を得ずして他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、本契約終了後も同様とする。

- (4) 受託者は、個人情報保護に関する法律を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。
- (5) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、全て発注者に帰属する。ただし、同一性保持権等、発注者に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に発注者の承諾を得たときはこの限りではない。この場合、発注者は当該許諾条件の範囲内で使用权を有するものとする。なお、成果物は1次利用及び2次利用ともに無償で使用できるようにすること。
- (6) 受託者は、業務の趣旨を十分考慮し、発注者と連絡及び協議を緊密にしながら業務を遂行するものとし、発注者側の作業と受注者側の作業を明確にすること。
- (7) 発注者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は業務費の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (8) 業務の充実に必要な内容として、独自の提案等があれば、発注者と協議の上実施することができる。
- (9) この仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、その都度、発注者及び受託者が協議の上、定めるものとし、協議後は受託者が協議録を作成し、発注者に提出するものとする。